

株 主 各 位

証券コード3597

2023年9月12日

(電子提供措置の開始日2023年9月6日)
広島県福山市新市町大字戸手16番地の2

株式会社 **自重堂**

代表取締役社長 出 原 正 貴

第63期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第63期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイト「第63期定時株主総会招集通知及び株主総会資料」等として掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.jichodo.co.jp/ir/index.html/>

【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?show=Show>

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）につきましては、上記のウェブサイトへアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順にご選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、2023年9月26日（火曜日）午後6時（営業時間終了時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年9月27日（水曜日）午前10時
2. 場 所 広島県福山市新市町大字戸手16番地の2
株式会社自重堂 本社ビル6階
(今回、開催場所を変更しておりますので、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第63期（2022年7月1日から2023年6月30日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第63期（2022年7月1日から2023年6月30日まで）連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役7名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席頂けます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎ 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
 - ◎ 決議の結果は、当社ウェブサイトにて掲載させていただきます。

事業報告

(2022年7月1日から2023年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症への各種対応が進み、行動制限の緩和と2023年5月の5類移行に伴い、社会経済活動の正常化が進行しました。一方、ウクライナ情勢をめぐる地政学的リスクの高まりが継続し、エネルギー価格をはじめとする原材料価格の高騰が長期化。また、欧米中央銀行の金融引き締め動きから、ドル・円相場が10月に一時152円近辺まで円安進行するなど、物価上昇の家計や企業への影響や景気の下振れリスクが意識され、依然として先行き不透明な状況が続きました。

このような状況のもと当社グループにおきましては、「働く人の安全・安心・快適・満足の商品化し、世界中の働く人を応援する」の基本理念に基づき、ワークウェアとしての「安全」・「安心」はもちろんのこと、「快適」な職場環境・作業環境をサポートする商品、あらゆるユーザー様に「満足」頂ける商品の開発・提供に注力してまいりました。基幹ブランド「JICHODO (ジチョウドウ)」においては、様々な職場環境に適応する機能性の高い商品に加え、植物由来のPET繊維を使用した環境配慮型商品などSDGsに対応した商品を積極的にPRし、法人需要の掘り起こしに努めてまいりました。「Jawin (ジャウイン)」ブランドにおいては、「大人のおしゃれかつこい」をコンセプトに機能性のみならずファッション性の面でもユーザー様に「満足」頂ける商品を展開し、積極的な広告宣伝活動を行うことで、ブランド認知度の向上と売上・シェアの拡大を図ってまいりました。「Z-DRAGON (ジードラゴン)」ブランドにおいては、多様化する消費者ニーズに応えた価格訴求力のある商品を展開し、若年層を中心に幅広い世代から支持されるブランドとして、企業向け、個人向け、両面で受注拡大に注力してまいりました。更には、熱中症対策商品の電動ファン付ウェア「空調服」など、「働く人」の「快適」な作業をサポートする商品の展開を強化してまいりました。また、原材料価格の高騰や、円安の進行などによる仕入コストの上昇に対応するため、2022年10月にはユニフォーム商品の販売価格の値上げを行い、2023年2月には医療・介護ウェア、4月には一部夏物商品の値上げを行い、利益率の改善を図りました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高は17,742百万円（前連結会計年度比4.5%増）となりました。営業利益については、原材料費や物流コストの上昇、円安の進行により仕入コストは上昇しているものの、販売価格の値上げを行い利益率の改善を図ったことと、経費削減を進めたことなどにより3,088百万円（前連結会計年度比39.4%増）と過去最高益を更新しました。経常利益は、輸入取引に係る為替変動リスクをヘッジする目的で行っております為替予約取引に係る時価評価によるデリバティブ評価損を計上したことなどにより3,591百万円（前連結会計年度比19.1%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度において固定資産売却益を計上していたことなどにより、2,455百万円（前連結会計年度比13.4%減）となりました。

なお、当社グループは単一セグメントに該当するため、事業の種類別セグメントは

記載しておりません。

(2) 対処すべき課題

① サステナビリティに関する考え方

・ サステナビリティ全般

i. ガバナンス

当社グループは、サステナビリティの推進を重要な経営課題と認識しており、特に「脱炭素」、「環境」、「人権尊重」をキーワードに、業務本部において、マテリアリティ（重要課題）の抽出、特定を行い、課題解決への取り組みについて検討しております。マテリアリティ（重要課題）の抽出、特定、及び課題解決への取り組み状況については、毎月開催される取締役会において定期的に報告を行うなど、監視体制を整備しています。

ii. 戦略

当社グループは、持続可能性の観点から企業価値を向上させるため、事業活動とSDGsをはじめとした社会課題との関連性を整理し、「脱炭素」、「環境」、「人権尊重」の3つのキーワードを基本として、マテリアリティ（重要課題）を抽出しました。マテリアリティ（重要課題）の解決への取り組みとして、「JICHODO SDGs SPIRIT」を立ち上げ、積極的に対応を進めることにより、社会から必要とされる企業として、企業価値の向上を図ってまいります。また、以前から行っているISO14001における活動についても、引き続き、全社一丸となって取り組んでまいります。なお、社会課題の解決と当社グループの持続的成長を両立させるために策定したマテリアリティ（重要課題）は以下のとおりであります。

キーワード	マテリアリティ（重要課題）
脱炭素	・ 太陽光発電の導入、LED照明への切り替え等による省エネルギーの推進 ・ 健康配慮型商品の開発・販売促進 ・ 「SDGs未来都市」との連携推進
環境	・ 環境配慮型商品の開発・販売促進 ・ 販促物の見直し、段ボールケース再利用、DX推進等による省資源推進 ・ 使用済商品の回収再資源化の推進（広域認定制度の活用） ・ 不良品等の廃棄削減
人権尊重	・ サプライチェーンにおける強制労働・児童労働の撲滅 ・ ジェンダー平等への対応推進 ・ 男女共用企画商品の充実

iii. リスク管理

当社グループにおいては、サステナビリティに関するリスクについては、コンプライアンス委員会、環境ISO事務局、内部通報相談窓口等を経由して、取締役会等において報告が行われ、当社グループが取り組むべき重要課題を特定し、課題解決に向けた各施策に取り組んでいます。

・人的資本／多様性

i. 戦略

当社グループでは、中長期的な企業価値の向上において、人材確保や人材育成の重要性を認識し、新卒採用に加え、女性・外国人・中途採用者などの登用を含む多様な人材の確保を意識して、積極的に採用活動に取り組んでいます。女性の登用については、「採用者に占める女性の割合を50%以上とする」、「女性社員の育児休業取得率を100%とし、これを維持する」との目標を掲げ、また、外国人の登用については、外国籍の社員が出身国の祝日に応じて、1年に1回長期休暇を取得できる制度を導入するなど、女性・外国籍の社員が働きやすい環境の整備に努めています。

ii. 指標及び目標

当社グループにおいては、人的資本／多様性について、次の指標により目標を設定し、取り組んでいます。

	目標	実績
採用に占める女性の割合（正社員・2023年）	50%	72%
女性社員の育児休業取得率（2023年）	100%	100%

iii. 社員のモチベーション向上

当社グループにおいては、直近3年間トータルで労働組合員に対し11%の賃上げを行うなど、社員のモチベーション向上に努めています。

②対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症については第5類に移行となり、今後、社会活動・経済活動の正常化が一層進むものと思われませんが、地政学的リスクの高まりによる原材料・エネルギー価格の高騰、世界的な金融引締めによる景気後退が懸念され、景気の先行きは引き続き厳しい状況が続くものと思われま。

このような環境の中、当社におきましては、ワークウェアとしての機能性とデザイン性を兼ね備え、かつ、価格訴求力のある商品の開発・積極的な市場への投入に注力するとともに、SDGsに対応した商品を積極的にPRし、売上・利益の拡大に努めてまいります。社会課題においては、物流倉庫への太陽光発電の導入や、LED照明への切り替えなどについては、2030年までには完了させるなど、SDGsへの対応を進めてまいります。また、取り組み範囲を徐々に拡大するとともに、社会課題の解決に積極的に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況及び資金調達の状況

当連結会計年度中の設備投資総額は39百万円であり、主たる設備投資は、物流センターの空調設備リニューアルによるものであります。

これらの所要資金につきましては、自己資金により充当しております。

(4) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	期 第 60 期 (2020年6月期)	第 61 期 (2021年6月期)	第 62 期 (2022年6月期)	第 63 期 (2023年6月期) 当連結会計年度
売上高	18,467	17,882	16,983	17,742
経常利益	2,279	2,245	3,016	3,591
親会社株主に帰属する当期純利益	1,603	1,544	2,835	2,455
1株当たり当期純利益	556円34銭	535円82銭	983円73銭	851円75銭
純資産	31,962	33,088	35,041	37,101
総資産	38,204	38,992	40,068	42,290

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(5) 重要な子会社の状況 (2023年6月末日現在)

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社玄海ソーイング	10,000千円	100%	ユニフォーム製品の製造
株式会社ライオン屋	10,000	100	作業服及び作業関連用品の販売

(6) 主要な事業内容 (2023年6月末日現在)

当社グループは、ユニフォーム等の企画、製造、販売を行っており、主要取扱品目は次のとおりであります。

区 分	品 目 名
ユニフォーム	ワーキングウェア・医療用白衣・セーフティシューズ他

(7) 主要な事業所 (2023年6月末日現在)

当社：本社（広島）、東京支店、大阪支店、TOC（広島）、
技術開発センター（広島）

(注) TOCは「Jichodo Total Operation Center（自重堂トータル・オペレーション・センター）」の略であります。

株式会社玄海ソーイング：本社工場（長崎）

株式会社ライオン屋：本社（兵庫）

(8) 従業員の状況（2023年6月末日現在）

部 門	従 業 員 数
販 売 部 門	115名 [35]
製 造 部 門	38名 [36]
物 流 部 門	21名 [152]
管 理 部 門	22名 [3]
合 計	196名 [226]

(注) 従業員数欄の [] は、臨時従業員の当期中の平均雇用人員を外数で記載しております。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項（2023年6月末日現在）

- | | |
|------------|----------------|
| ① 発行可能株式総数 | 普通株式7,344,200株 |
| ② 発行済株式総数 | 普通株式2,882,848株 |
| ③ 株主数 | 6,043名 |
| ④ 上位10名の株主 | |

株 主 名	所有株式数	持株比率
	千株	%
出 原 正 博	507	17.6
MASANOBUIINVESTMENTCAPITAL株式会社	245	8.5
出原ホールディングス株式会社	245	8.5
株式会社広島銀行	119	4.1
株式会社三菱UFJ銀行	119	4.1
住友生命保険相互会社	103	3.6
有限会社ユーエルディー	96	3.3
株式会社オカムラ	79	2.8
野 口 市 子	60	2.1
出 原 正 信	57	2.0

(注) 持株比率は自己株式数（234株）を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

(2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役に関する事項

(2023年6月末日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	出 原 正 貴	最高経営責任者（CEO）兼営業本部長 兼ユニフォーム事業部長
代表取締役社長	出 原 正 信	商品本部長
常務取締役	富 山 英 朗	業務本部長
取締役相談役	出 原 正 博	株式会社玄海ソーイング代表取締役
取締役最高顧問	出 原 群 三	
取 締 役	渡 辺 林 治	リンジーアドバイス株式会社代表取締役社長 株式会社カワチ薬品社外取締役 慶應義塾大学経営力評価グループ主任研究員 東京大学大学院医学系研究科特任講師
取 締 役	鈴 木 一 穂	Global Bridging合同会社代表 株式会社船大忠代表取締役社長 株式会社G F パートナース取締役
常勤監査役	木 村 寿 宏	
監 査 役	高 橋 正 倫	税理士 税理士法人高橋会計事務所代表社員所長
監 査 役	住 吉 真	税理士 税理士法人住吉内山事務所代表社員所長

- (注) 1. 取締役渡辺林治氏及び鈴木一穂氏は社外取締役であり、監査役高橋正倫氏及び住吉真氏は社外監査役であります。
2. 当社は、取締役渡辺林治氏及び鈴木一穂氏、監査役高橋正倫氏及び住吉真氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役高橋正倫氏及び住吉真氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 2023年8月29日付で、以下のとおり、地位、担当を変更しております。

	新	旧
出原 正貴	代表取締役社長 兼 営業本部長 兼 ユニフォーム事業部長	代表取締役会長 最高経営責任者（CEO） 兼 営業本部長 兼 ユニフォーム事業部長
出原 正信	代表取締役会長 経営戦略管掌 兼 商品本部長 兼 ブランドプロデューサー	代表取締役社長 商品本部長

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別総額 (千円)			員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役	209,674	209,674	—	—	7
うち社外取締役	8,040	8,040	—	—	2
監 査 役	6,600	6,600	—	—	3
うち社外監査役	1,200	1,200	—	—	2
合 計	216,274	216,274	—	—	10

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2006年9月27日開催の第46期定時株主総会において年額550,000千円以内と決議頂いております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。
3. 監査役の報酬限度額は、2006年9月27日開催の第46期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議頂いております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
4. 取締役会は、代表取締役社長出原正信に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。
5. 当社は、2006年9月27日開催の第46期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役渡辺林治、取締役鈴木一穂、監査役高橋正倫及び監査役住吉真の4氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当社の上記社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で当社及び当社グループの取締役並びに監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、当該被保険者が役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補てんされることとなります。保険料は、当社が全額負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補てんするものであり、1年毎に契約更新しております。

⑤ 取締役の報酬等の決定方針

当社は、2021年1月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容等に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、当該決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。当該方針は次のとおりです。

- i. 取締役の報酬は、月毎に固定額を支給する基本報酬のみとする。
- ii. 取締役の報酬は、株主総会での選任後、毎年見直しを行い、各個人の月額報酬

- 額を決定し、毎月支給する。
- iii. 取締役の個人別報酬額の決定については、取締役会決議により、代表取締役に委任する。
- iv. 取締役会決議により委任された代表取締役は、以下の要素を総合的に勘案のうえ、取締役個人の報酬額を決定する。
- ・コンプライアンス・社内規程の遵守、徹底の状況
 - ・経験を活かし、職責を全うしての業績への貢献状況
 - ・社内外の問題・課題事項・経営上の課題についての適時適切な報告の状況
 - ・社内外の問題・課題事項・経営上の課題についてのスピーディーな対応
 - ・職務遂行における行動力・実行力といったリーダーシップの発揮の状況
 - ・代表取締役の業務執行の監視状況
 - ・代表取締役への意見具申の状況

⑥ 社外役員に関する事項
イ) 社外役員の重要な兼職の状況等

地位	氏名	兼職先法人等名	兼職の内容	関係
取締役	渡辺 林 治	リンジーアドバイス株式会社	代表取締役社長	(注) 1
		株式会社カワチ薬品	社外取締役	(注) 2
		慶應義塾大学経営力評価グループ	主任研究員	(注) 2
		東京大学大学院医学系研究科	特任講師	(注) 2
取締役	鈴木 一 穂	Global Bridging合同会社	代表	(注) 2
		株式会社船大忠	代表取締役社長	(注) 2
		株式会社GFパートナーズ	取締役	(注) 2
監査役	高橋 正 倫	税理士法人高橋会計事務所	代表社員所長	(注) 2
監査役	住 吉 真	税理士法人住吉内山事務所	代表社員所長	(注) 2

- (注) 1. アドバイザリー業務の委託に関する取引がありますが、その他特別な関係はありません。
2. 特別な関係はありません。

ロ) 社外役員の主な活動状況

地位	氏名	活動状況及び期待役割に関し行った職務の概要
取締役	渡辺 林 治	当事業年度開催の取締役会13回中12回出席し、機関投資家としてのグローバルな視点や、研究者としての国内流通市場に関する専門的な視点に基づき、発言を行っております。当事業年度においては、経営戦略に関する適切な助言など、社外取締役に求められる役割を十分に発揮しております。
取締役	鈴木 一 穂	当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、豊富な海外ビジネス経験に基づくグローバルな視点や、国際金融に関する専門的な視点に基づき、発言を行っております。当事業年度においては、経営戦略に関する適切な助言など、社外取締役に求められる役割を十分に発揮しております。

地位	氏名	活動状況及び期待役割に関し行った職務の概要
監査役	高橋正倫	当事業年度開催の取締役会13回中12回出席し、また監査役会14回中13回に出席し、税理士としての経験等に基づき、発言を行っております。
監査役	住吉真	当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、また監査役会14回全てに出席し、税理士としての経験等に基づき、発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称
有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

区 分	報酬等の額
・当社が支払うべき報酬等の額	24,000千円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

- (注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
- ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。
また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めるときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

連結貸借対照表

(2023年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	31,441,724	流動負債	3,929,941
現金及び預金	8,702,428	支払手形及び買掛金	2,814,229
受取手形	2,284,313	未払金	264,133
売掛金	2,208,800	未払法人税等	599,950
商品及び製品	15,321,397	賞与引当金	95,665
仕掛品	8,262	その他	155,961
原材料及び貯蔵品	2,212,972	固定負債	1,259,852
その他	703,990	退職給付に係る負債	531,166
貸倒引当金	△440	繰延税金負債	186,887
固定資産	10,849,072	その他	541,798
有形固定資産	5,855,798	負債合計	5,189,793
建物及び構築物	1,575,993	(純資産の部)	
土地	3,958,667	株主資本	35,737,416
その他	321,136	資本金	2,982,499
無形固定資産	21,004	資本剰余金	1,827,189
ソフトウェア	6,538	利益剰余金	30,929,421
電話加入権	7,765	自己株式	△1,694
その他	6,700	その他の包括利益累計額	1,363,587
投資その他の資産	4,972,270	その他有価証券評価差額金	1,329,858
投資有価証券	3,064,082	為替換算調整勘定	15,524
関係会社出資金	123,799	退職給付に係る調整累計額	18,204
繰延税金資産	6,215	純資産合計	37,101,003
その他	1,828,075	負債及び純資産合計	42,290,797
貸倒引当金	△49,902		
資産合計	42,290,797		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年7月1日から2023年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		17,742,268
売上原価		11,791,492
売上総利益		5,950,775
販売費及び一般管理費		2,862,203
営業利益		3,088,572
営業外収益		
受取利息及び配当金	89,327	
為替差益	426,994	
受取賃貸料	34,104	
その他の	204,055	754,482
営業外費用		
賃貸収入原価	21,458	
デリバティブ評価損	223,904	
その他の	5,938	251,301
経常利益		3,591,752
特別利益		
保険解約返戻金	41,715	41,715
特別損失		
固定資産除却損	41,908	
保険解約損	6,985	
投資有価証券評価損	2,010	50,904
税金等調整前当期純利益		3,582,564
法人税、住民税及び事業税		1,040,179
法人税等調整額		87,066
当期純利益		2,455,317
親会社株主に帰属する当期純利益		2,455,317

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	30,795,852	流動負債	3,784,255
現金及び預金	8,293,156	支払手形	1,387,064
受取手形	2,266,302	買掛金	1,311,735
売掛金	2,115,195	未払金	266,688
商品及び製品	15,185,998	未払費用	71,271
仕掛品	8,249	未払法人税等	578,527
原材料及び貯蔵品	2,212,372	賞与引当金	89,933
短期貸付金	17,590	その他	79,034
その他	700,525	固定負債	1,289,600
貸倒引当金	△3,538	退職給付引当金	556,299
固定資産	11,208,290	未払役員退職慰労金	365,880
有形固定資産	5,522,831	繰延税金負債	191,501
建物	1,530,674	その他	175,918
構築物	27,614	負債合計	5,073,855
機械及び装置	228,058	(純資産の部)	
車両運搬具	0	株主資本	35,600,429
工具器具備品	82,080	資本金	2,982,499
土地	3,654,402	資本剰余金	1,827,189
リース資産	0	資本準備金	1,827,189
無形固定資産	20,517	利益剰余金	30,792,434
ソフトウェア	6,141	利益準備金	440,000
電話加入権	7,675	その他利益剰余金	30,352,434
その他	6,700	別途積立金	17,114,000
投資その他の資産	5,664,942	繰越利益剰余金	13,238,434
投資有価証券	3,064,082	自己株式	△1,694
関係会社株式	714,445	評価・換算差額等	1,329,858
出資	200	その他有価証券評価差額金	1,329,858
関係会社出資金	131,440	純資産合計	36,930,287
長期前払費用	42,749	負債及び純資産合計	42,004,143
保険積立金	1,219,532		
その他	542,395		
貸倒引当金	△49,902		
資産合計	42,004,143		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年7月1日から2023年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	16,164,174
売上原価	10,692,336
売上総利益	5,471,838
販売費及び一般管理費	2,499,331
営業利益	2,972,506
営業外収益	
受取利息及び配当金	89,137
為替差益	426,994
受取賃貸料	37,590
その他の他	202,884
営業外費用	
賃貸収入原価	22,684
デリバティブ評価損	223,904
その他の他	8,919
経常利益	3,473,605
特別利益	
保険解約返戻金	41,715
特別損失	
固定資産除却損	41,908
関係会社株式評価損	9,999
保険解約損	6,985
投資有価証券評価損	2,010
税引前当期純利益	3,454,416
法人税、住民税及び事業税	998,951
法人税等調整額	77,332
当期純利益	2,378,133

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の連結計算書類に係る監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年8月24日

株式会社 自重堂
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
広島事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 家元清文

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社自重堂の2022年7月1日から2023年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社自重堂及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の計算書類に係る監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年8月24日

株式会社 自重堂
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
広島事務所

指定有限責任社員 公認会計士 家元清文
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社自重堂の2022年7月1日から2023年6月30日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年7月1日から2023年6月30日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年8月25日

株式会社自重堂 監査役会

常 勤 監 査 役 木 村 寿 宏 ㊟

監 査 役 高 橋 正 倫 ㊟

監 査 役 住 吉 真 ㊟

(注) 監査役 高橋正倫及び監査役 住吉 真は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第63期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金500円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は1,441,307,000円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

2023年9月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数
1	いで はら まさ のぶ 出 原 正 信 (1967年6月13日生)	1990年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会 社みずほ銀行）入行 2002年6月 カリフォルニア大学バークレー校 MBA取得 2002年8月 日本ペイント株式会社入社 F P 事業部マーケティング部部長 2004年7月 当社入社 常任顧問 2004年9月 取締役 2005年7月 常務取締役 2007年9月 専務取締役 2010年7月 取締役副社長商品本部長 2014年9月 代表取締役社長商品本部長 2023年8月 代表取締役会長経営戦略管掌兼商 品本部本部長兼ブランドプロデュ ーサー（現任）	57,500株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数
2	いで ほら まさ たか 出原正貴 (1964年1月18日生)	1987年4月 全日本空輸株式会社入社 1998年7月 当社入社 2000年9月 取締役 2002年7月 常務取締役 2004年9月 専務取締役営業本部長 2007年9月 取締役副社長営業本部長 2010年7月 代表取締役社長営業本部長 2014年9月 代表取締役会長最高経営責任者 (CEO) 兼営業本部長 2022年6月 代表取締役会長最高経営責任者 (CEO) 兼営業本部長兼ユニフォーム 事業部長 2023年8月 代表取締役社長兼営業本部長兼ユニ フォーム事業部長 (現任)	27,600株
3	とみ やま ひで あき 富山英朗 (1968年5月4日生)	1991年4月 株式会社日本興業銀行 (現株式会 社みずほ銀行) 入行 2019年7月 当社入社 顧問 2019年9月 常務取締役業務本部長 (現任)	一株
4	いで ほら まさ ひろ 出原正博 (1954年2月15日生)	1976年4月 株式会社日本不動産銀行 (現株式 会社あおぞら銀行) 入行 1998年6月 当社入社 常任顧問 1998年9月 取締役 2000年9月 代表取締役専務 2002年9月 代表取締役社長 2010年7月 代表取締役 2010年9月 代表取締役副会長 2014年9月 取締役相談役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社玄海ソーイング代表取締役	507,887株
5	いで ほら ぐん ぞう 出原群三 (1938年8月15日生)	1961年4月 株式会社明電舎入社 1971年5月 当社入社 東京支店支店長 1971年8月 取締役 1975年7月 専務取締役 1987年7月 代表取締役副社長 1993年9月 代表取締役社長 2002年9月 代表取締役会長最高経営責任者 (CEO) 2014年9月 取締役最高顧問 (現任)	5,408株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数
6	(新任) 入交 佐和 (1967年9月18日生)	1990年4月 サントリー株式会社入社 1999年4月 株式会社サプール代表取締役 2012年4月 株式会社銀座ライス代表取締役 2014年4月 株式会社食瑠代表取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社食瑠代表取締役	一株
7	(新任) 宇都 さふか (1971年8月20日生)	1995年4月 株式会社電通入社 2013年10月 米国法人DIVA Networks Inc. 入社 2017年9月 小仕事株式会社代表取締役(現任) 2021年2月 株式会社AWA I 代表取締役(現任) (重要な兼職の状況) 小仕事株式会社代表取締役 株式会社AWA I 代表取締役	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 入交佐和氏、宇都さふか氏は、社外取締役候補者であり、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、両氏が社外取締役として就任した場合には、独立役員として届け出る予定であります。
3. 各候補者を取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
- ① 出原正信氏、出原正貴氏、出原正博氏、出原群三氏については、当社事業に関する多様な業務に携わっており、企業経営・組織運営に関する豊富な知識・経験・専門性等を有しております。以上から、当社は各氏が取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、取締役候補者としたものであります。
- ② 富山英朗氏は、当社においては、人事・総務、生産管理に携わり、同分野において豊富な知識・経験・専門性等を有しております。以上から、当社は同氏が取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、取締役候補者としたものであります。
- ③ 入交佐和氏は、現役の経営者であり、主に食品業界において、新業態、新店舗の立ち上げや、商品企画等に携わるなど、豊富な経験、見識を有した人材であります。その豊富な経験と幅広い見識、また、女性の視点、観点を当社の経営へのアドバイスや業務執行の監督等に活かして頂くことを期待し、社外取締役候補者としたものであります。
- ④ 宇都さふか氏は、現役の経営者であり、アパレルブランドのビジュアルブランニングをはじめ、フードロス対策やメンタルヘルスクアへの取り組みなど、幅広い分野においての経験、見識を有した人材であります。その豊富な経験と幅広い見識、また、女性の視点、観点を、当社の経営へのアドバイスや業務執行の監督等に活かして頂くことを期待し、社外取締役候補者としたものであります。
4. 入交佐和氏、宇都さふか氏の選任が承認された場合には、当社は両氏との間で、それぞれ、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は、事業報告9頁をご参照ください。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本決議は、大久保道男氏の就任前に限り、監査役会の同意を得て行う取締役会の決議によりその選任の効力を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況及び当社における地位	所有する 当社株式の数
おおくぼみちお 大久保道男 (1959年10月16日生)	1998年5月 大久保道男税理士事務所開業 所長就任（現任） (重要な兼職の状況) 大久保道男税理士事務所 所長 (一社)日税連税法データベース 副会長	一株

- (注)1. 補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大久保道男氏は、補欠の社外監査役候補者であります。大久保道男氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、税理士としての専門知識を有しており、当社の業務執行の指導及び監査に活かして頂くことが期待できるためであります。
3. 大久保道男氏が社外監査役として就任することになった場合には、当社は同氏との間で、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は役員等賠償責任保険契約を締結しており、大久保道男氏が社外監査役として就任することになった場合には、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は、事業報告9頁をご参照ください。

以上

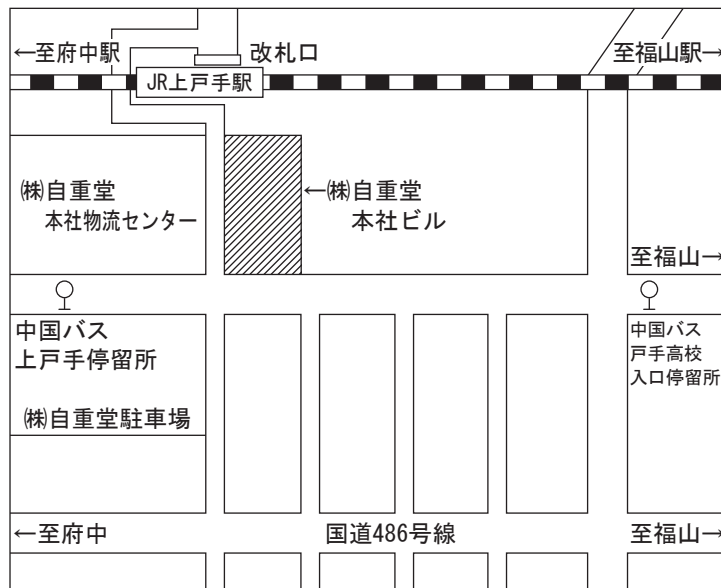
株主総会会場ご案内略図

会 場 広島県福山市新市町大字戸手16番地の2
株式会社自重堂 本社ビル6階
TEL (0847) 51-8111

※今回、会場を変更しておりますので、お間違えのないよう
ご注意ください

交 通 電車 JR福塩線上戸手駅下車徒歩約1分
(JR山陽本線福山駅乗換)

バス JR福山駅前、中国バス府中方面行乗車
上戸手停留所下車徒歩約1分



第63期定時株主総会資料
(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

第63期（2022年7月1日から2023年6月30日まで）

- 事業報告
「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」

- 連結計算書類
「連結株主資本等変動計算書」
「連結注記表」

- 計算書類
「株主資本等変動計算書」
「個別注記表」

株式会社 自重堂

上記事項につきましては、法令および当社定款第17条第2項の規定に基づき、書面交付請求を頂いた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針について、次のとおり決議しております。

① 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取り扱い、当社文書取扱規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存及び管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行います。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役社長に直属する部署として、内部監査室を設置し、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改訂を行っております。また、内部監査室の活動を円滑にするために、各管理規程、ガイドライン、マニュアルなどの整備を各部署に求め、損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監査室に報告するよう指導、徹底しております。

内部監査室の監査及び各部署からの報告により、法令定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、内部監査室は、直ちに、経営層、監査役及び担当部門へ報告を行うこととしております。

③ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとしております。また、経営目標が当初の予定どおりに進捗しているか業績報告を通じ定期的に確認を行っております。

業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項については全て取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとしております。

日常の職務執行に際しては、組織及び職務権限規程、職務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を執行することとしております。

④ 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

全使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンスの組織運用規程及びコンプライアンス・マニュアルを作成するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、全使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築しており、万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス委員会を通じトップマネジメント、取締役会、監査役に報告される体制を構築しております。コンプライアンス委員会は、コンプライアンス規程に従い、担当部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、かつコンプライアンス・マニュアルの実施状況を管理・監督し、使用人に対し適切な研修体制を構築し、それを通じて使用人に対し、内部通報ガイドライン及び内部通報相談窓口の、更なる周知徹底を図っております。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社等のリスク情報の有無を監視するため、子会社等は当社経理部に対し、業務執行状況及び財務状況について、毎月報告書を提出することを義務づけており、また四半期ごとに、当社代表取締役社長及び各担当役員出席のうえで、グループ会議を開催して

おります。また、関係会社管理規程に基づき、必要に応じ、当社は子会社等に対して、業務監査及び会計監査を実施しております。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
監査役の職務を補助すべき部署として、監査役の要求に応じ、都度、監査事務局を設置することとしており、具体的な内容については、監査役の意見を聴取し、人事担当取締役その他の関係各方面の意見も十分に考慮して決定しております。
- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要としております。監査事務局所属の使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を執行しその評価については監査役の意見を聴取するものとしております。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととしており、報告・情報提供としての主なものは、次のとおりです。
 - ・当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - ・当社の子会社等の監査役及び内部監査部門の活動状況
 - ・当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - ・業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
 - ・内部通報制度の運用及び通報の内容
 - ・社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け
- ⑨ その他の監査役への報告が実効的に行われることを確保するための体制
監査役を補助する部署の設置に関する件を含め、当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、当社の監査体制の実効性を高めるため、監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重しなければならないことと定めております。また、監査役は事前にと取締役と協議することを条件に、当社で行われる全ての会議に出席する権限を有しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 重要な会議の開催状況

当期（2022年7月1日から2023年6月30日まで）における主な会議の開催状況は、以下のとおりです。

取締役会は13回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、全ての会議において、社外監査役を含む監査役が出席しております。その他、監査役会は14回、業績報告会議は子会社役員も同席のうえ、12回開催いたしました。

② 監査役の職務の執行について

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社の代表取締役、取締役、幹部社員、及び当社子会社の取締役を対象に面談を実施しました。また、内部監査部門との間で、積極的な連携を図るため、定期的な会合を実施しました。監査役会は、当社の代表取締役、会計監査人との間で、それぞれ定期的な意見交換会を実施しました。

③ 内部監査の実施について

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及び当社子会社の内部監査を実施しました。

④ 財務報告に係る内部統制について

財務報告の適正性と信頼性を確保するため、内部監査室が作成した内部統制評価スケジュールに基づいて当社グループ全体の内部統制の有効性に係る評価を実施しました。

⑤ 主な教育・研修の実施状況について

各部署の代表からなるコンプライアンス委員会を2回開催し、社員のコンプライアンス意識の向上に向けた施策の検討を行っております。社員のコンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するために、随時、業務に係る法令並びに社内規程に関する勉強会を実施しました。

連結株主資本等変動計算書

(2022年7月1日から2023年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,982,499	1,827,189	29,338,915	△985	34,147,619
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△864,811	—	△864,811
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	2,455,317	—	2,455,317
自己株式の取得	—	—	—	△708	△708
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	1,590,505	△708	1,589,797
当 期 末 残 高	2,982,499	1,827,189	30,929,421	△1,694	35,737,416

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	863,656	9,427	21,065	894,149	35,041,768
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	△864,811
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	2,455,317
自己株式の取得	—	—	—	—	△708
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	466,201	6,096	△2,860	469,438	469,438
当 期 変 動 額 合 計	466,201	6,096	△2,860	469,438	2,059,235
当 期 末 残 高	1,329,858	15,524	18,204	1,363,587	37,101,003

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務の額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

II. 会計上の見積りに関する注記

(商品及び製品の評価)

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

商品及び製品 15,321,397千円

2. 見積内容に関する理解に資する情報

商品及び製品は、取得原価をもって連結貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって連結貸借対照表価額としております。また、収益性が低下していると考えられる商品については、収益性の低下の事実を連結計算書類に反映させるために簿価を切り下げて評価しております。

商品及び製品の評価にあたっては、商品及び製品の保有年数や回転期間、過去の販売実績などを踏まえた将来の販売可能性を見積もっております。

需要環境の変化等により将来の販売可能性に関する見直しが必要となった場合、翌連結会計年度に商品及び製品の評価損の追加計上が必要となる可能性があります。

III. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 6,671,255千円

IV. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	2,882,848株	一株	一株	2,882,848株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年9月28日決議	普通株式	864,811千円	300.00円	2022年6月30日	2022年9月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年9月27日決議	普通株式	利益剰余金	1,441,307千円	500.00円	2023年6月30日	2023年9月28日

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については原則として預金等を中心として元本が保証されるか若しくはそれに準じる安定的な運用成果の得られるものを対象としております。

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理細則によってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については、毎月時価の把握を行っております。デリバティブ取引については、外貨建の営業債権債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年6月30日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額57,797千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。なお、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する金融商品は、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
①投資有価証券			
その他有価証券	3,006,284	3,006,284	—
②デリバティブ取引	457,259	457,259	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- ・レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
 - ・レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
 - ・レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
- 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
①投資有価証券				
その他有価証券				
株式	3,006,284	—	—	3,006,284
②デリバティブ取引	—	457,259	—	457,259

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
該当ありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

①投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

②デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

VI. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む。）を有しております。2023年6月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は12,646千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額（千円）			当連結会計年度末の時価（千円）
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
914,995	△6,693	908,301	892,591

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、主として固定資産税評価額に基づいて自社で算定した金額であります。

VII. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループはユニフォーム事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益をエリア区分に分類した情報は、次のとおりであります。

エリア区分	報告セグメント（千円）
	ユニフォーム事業
本社（東海・北陸・中四国・九州）	6,200,715
東京支店（北海道・東北・関東・甲信越）	7,196,962
大阪支店（関西）	4,344,589
顧客との契約から生じる収益	17,742,268
外部顧客への売上高	17,742,268

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社は、ユニフォーム（ワーキングウェア、医療用白衣、セーフティシューズ等）の企画製造販売を主な事業としております。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品をそれぞれ引き渡した時点において履行義務が充足されると判断しておりますが、いずれも国内における販売であり、出荷から納品までの期間は数日間であるため、出荷時点において収益を認識しております。

取引価格の算定にあたっては、重要な変動対価及び金融要素を含まないことから、原則、契約時に合意された価格をもって取引価格としております。

契約に含まれる履行義務は単一の履行義務であり、取引価格の履行義務への配分は行っておりません。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

記載すべき事項はありません。

VIII. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 12,870円61銭
2. 1株当たり当期純利益 851円75銭

株主資本等変動計算書

(2022年7月1日から2023年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			
				別途積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	2,982,499	1,827,189	440,000	17,114,000	11,725,113	△985	34,087,817
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	△864,811	-	△864,811
当 期 純 利 益	-	-	-	-	2,378,133	-	2,378,133
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	-	△708	△708
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	1,513,321	△708	1,512,612
当 期 末 残 高	2,982,499	1,827,189	440,000	17,114,000	13,238,434	△1,694	35,600,429

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	863,656	863,656	34,951,473
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	-	-	△864,811
当 期 純 利 益	-	-	2,378,133
自 己 株 式 の 取 得	-	-	△708
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	466,201	466,201	466,201
当 期 変 動 額 合 計	466,201	466,201	1,978,814
当 期 末 残 高	1,329,858	1,329,858	36,930,287

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法
 - デリバティブ 時価法
3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - 製品、仕掛品、原材料 月次総平均法（補助材料の一部については個別法）による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
4. 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産
 - （リース資産を除く） 建物 15～50年
 - 無形固定資産 定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - （リース資産を除く）
 - リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
 - 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - 賞与引当金 従業員に支給する賞与に充てるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。
 - 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における見込額に基づき計上しております。
 - ① 退職給付の見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
7. 退職給付に係る会計処理
 - 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。
8. 重要な収益及び費用の計上基準
 - 当社は、ユニフォーム（ワーキングウェア、医療用白衣、セーフティシューズ等）の企画製造販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品をそれぞれ引き渡した時点において履行義務が充足されると判断しておりますが、いずれも国内における販売であり、出荷から納品までの期間は数日間であるため、出荷時点において収益を認識しております。

II. 会計上の見積りに関する注記
(商品及び製品の評価)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額
商品及び製品 15,185,998千円
2. 計算書類利用者の理解に資するその他の情報
連結計算書類の連結注記表 II. 会計上の見積りに関する注記 (商品及び製品の評価) に記載した内容と同一であります。

III. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 6,542,614千円
2. 関係会社に対する短期金銭債権 21,337千円
3. 関係会社に対する短期金銭債務 4,500千円

IV. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社に対する営業収益 162,602千円
2. 関係会社に対する営業費用 34,175千円
3. 関係会社との営業取引以外の取引高 4,938千円

V. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末の 株式数
普通株式	142株	92株	－株	234株

(注) 普通株式の増加92株は単元未満株式の買取りによるものであります。

VI. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	27,429千円
退職給付引当金	169,671千円
減価償却費	126,514千円
貸倒引当金	15,220千円
投資有価証券評価損	20,542千円
未払役員退職慰労金	111,593千円
その他	103,396千円
小計	574,368千円
評価性引当額	△182,263千円
繰延税金資産の総額	392,104千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△583,606千円
繰延税金負債の総額	△583,606千円
繰延税金負債の純額	△191,501千円

VII. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表と同一であります。

VIII. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 12,811円39銭
2. 1株当たり当期純利益 824円97銭